



2023年4月19日

各 位

会 社 名 株式会社ワキタ
代表者名 代表取締役社長 脇田 貞二
(コード番号 8125 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総務部長 成山 敦彦
(TEL. 06-6449-1901)

株主提案権行使に係る書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2023年5月25日開催予定の第63回定時株主総会における議案について、2023年3月24日付で、当社株主である INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP 及び株式会社ストラテジックキャピタルより、株主提案権行使に係る書面を受領しておりましたが、2023年4月19日開催の取締役会において、本株主提案に関する当社取締役会の意見を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案株主

INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP 及び株式会社ストラテジックキャピタル

2. 提案内容

1) 議題

- (1) 監査等委員でない取締役1名選任の件
- (2) 剰余金を処分する件
- (3) 政策保有株式に係る定款変更の件
- (4) 取締役会の議長に係る定款変更の件
- (5) 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件
- (6) 資本コストの開示に係る定款変更の件
- (7) PBR 1倍以上を目指す計画の策定及び開示に係る定款変更の件

2) 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載の通りです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から通知されたものを議案毎に整理し、原文のまま掲載しております。

3. 当社取締役会の意見

1) 議題(1) 監査等委員でない取締役1名選任の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続の公平性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。

取締役候補者の選定については、指名・報酬委員会からの助言・提言を踏まえ、取締役会において決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを踏んでおります。

本提案における取締役候補者を選任することについては、指名・報酬委員会でも検討をいたしました。以下の理由から、当該候補者を取締役として選任する必要はない旨の結論に至りました。当社取締役会も同様の見解であり、当社が提案する取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者及び監査等委員である取締役から構成される取締役会が最適な構成と考えております。

(2) 理由

当社が本定時株主総会に提案予定の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者4名はいずれも当社事業に精通し、それぞれ企業経営、業界知見、財務、人事、法務等の知識・経験を持ち、専門性を有しております。更に、本定時株主総会に提案予定の取締役選任議案が承認可決されれば、当社の取締役総数は8名となり、うち監査等委員である取締役は4名となる。当該4名のうち3名は独立社外取締役であり、その数が取締役総数に占める割合は3分の1以上となっております。

当社取締役会は、こうした当社が提案する取締役から構成される取締役会が、当社の企業価値の持続的な向上すなわち株主の皆様の利益につながると考えております。

一方、提案理由である不動産投資信託（リート）の活用は、当社が現に営む不動産賃貸業から撤退し不動産管理業に業態変更することを意味するものですが、昨年公表した「2025 中期経営計画」においても、不動産賃貸業を含む不動産事業は安定収益事業として重要な事業のひとつと位置づけており、不動産賃貸業の継続は当社の今後の安定的な株主還元資するものであると考えております。

2) 議題(2) 剰余金を処分する件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

また、株主還元を一層強化するために、2022年4月8日公表の『「2025 中期経営計画」(2023年2月期～2025年2月期) 策定のお知らせ』の「成長投資と株主還元の両立」に記載の通り、当社は、2023年2月期から2025年2月期までの3年間、毎期、配当と自己株式取得を加えた総還元性向を100%とする方針を定めております。

(2) 理由

中期経営計画の初年度である2023年2月期は、2023年4月7日の「剰余金の配当に関するお知らせ」で公表しました通り、当社普通株式1株につき金38円の配当を実施することを、2023年5月25日開催予定の第63回定時株主総会に会社提案として上程する予定であり、当該配当に係る議案が承認可決されれば、自己株式取得と合わせた総還元性向100%が達成されます。

本提案は、2023年2月期における当期純利益の全額を配当することを内容とするものですが、このような配当を行わなくとも、上記の各方針に基づく配当及び自己株式取得によって、株主の皆様に対する十分な還元を実現し、もって当社株式価値の向上を図ることは可能と考えております。

3) 議題(3) 政策保有株式に係る定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

当社は、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載の通り、取引関係の維持・拡大や新たな事業機会創出につながると判断される場合に限り、政策的に株式を保有することがあり、個社別の株数及び貸借対照表上の計上額につきましては、有価証券報告書で開示しております。

なお、本提案においては、「取締役会で、当社が保有する個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。」との条文を当社定款に新設することが提案されているところ、当社においては、年1回、政策保有株式に関し、コストとの見合いで経済合理性が認められるか、保有する意義があるか等について検証を行い、取締役会の場で審議し、対応方針が決定されており、こうした検証等の事実を踏まえ、本提案のような手続を定款に定める必要性に乏しいものと考えております。

(2) 理由

当社取締役会といたしましては、本提案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものであると考えております。

本提案では、「当社が保有する政策保有株式の保有目的である『取引関係の維持・強化』が政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝える。」こと、また、「発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。」ことを定款の規定とすることを求めています。そもそも、株式売却の希望の有無にかかわらず売却希望の意向を発行会社に伝えること自体が不適切であると考えております。

4) 議題(4) 取締役会の議長に係る定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

当社の取締役会では、業務内容に精通した代表取締役社長が取締役会の議長を務め、他の取締役や、取締役会の3分の1を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受ける体制を整えており、監督機能は十分機能しているものと認識しております。

(2) 理由

取締役会の議長と最高経営責任者との分離に関する議論があることは当社においても認識しておりますが、当社の取締役会では、業務内容に精通した代表取締役社長が取締役会の議長を務め、取締役会の3分の1を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受ける体制を整えており、このような体制のもと、取締役会前日までに重要議題について予め社外取締役にも説明の機会を設け、また、議案の審議に十分な時間を確保しております。

実際にも、当社の取締役会では、社外取締役による適切な助言・提言を含め活発な議論が行われ、そのような議論を尽くした上で最適な決定を行っており、また、取締役会の実効性評価においても、監督機関としての取締役会の役割・責務は十分に果たされているものと認められています。このように、当社の取締役会については、上記の体制のもと、取締役会による監督機能が十分機能しているものと認識しております。

5) 議題(5) 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続の公平性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。本提案においては、「最終的な取締役の個別報酬の決定は代表取締役社長に委任されて」と記載されておりますが、2022年4月22日開催の取締役会で決定された、「取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針」のもとでは、取締役の個人別報酬等は、代表取締役に関する報酬等を含め、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で取締役会において決定することとされております。

(2) 理由

取締役の報酬等の開示につきましては、事業報告及び有価証券報告書において、法令に則り、役員区分ごとの報酬等の総額及び支給人数について適正に開示しており、当社取締役会としては、株主の皆様による確認のために十分な開示を行っているものと認識しております。なお、当社役員には、個人別の連結報酬等の総額が1億円以上となる者がいないため、法令に則り、有価証券報告書において個人別の報酬額を開示しておりません。

当社取締役会としては、代表取締役を含む当社役員の報酬額の決定の手続及び開示の方法ともに適切なものであり、本提案に係る定款変更を行う必要はないと考えております。

6) 議題(6) 資本コストの開示に係る定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

提案の理由で挙げられているコーポレートガバナンス・コードの原則5-2は、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」とするものであり、コーポレート・ガバナンスに関する報告書における加重平均資本コスト及びその算定根拠の数値自体の開示を求めているものではありません。

なお、東京証券取引所による資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の要請を踏まえ、資本収益性や市場評価の改善に向けた方針や目標・計画期間、具体的な取組み、その進捗状況等の開示については、今後検討してまいります。

(2) 理由

当社取締役会といたしましては、本提案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものと考えております。

また、コーポレートガバナンス・コードとの関係においては、資本コストの数値の開示自体が重要なのではなく、資本コストの把握を通じた収益計画等の構築が重要であると認識しております。

当社は、2022年4月8日に公表した「2025中期経営計画」及び2023年4月7日に公表した2024年2月期の通期業績見通しの策定に当たっては、資本コストを的確に把握した上で、一部の経営指標のみを偏重することなく様々な経営指標を総合的に考慮し、適切な経営指標の設定を行っております。

7) 議題(7) PBR 1 倍以上を目指す計画の策定及び開示に係る定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

なお、東京証券取引所による資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の要請を踏まえ、資本コストや資本収益性を的確に把握してまいります。また、取締役会で十分に現状を分析・評価し、方針や目標等を検討の上、できる限り速やかに開示を行う予定です。

(2) 理由

当社取締役会といたしましては、本提案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものと考えております。

当社は、昨年公表の「2025 中期経営計画」において、安定から成長へと舵を切り、株主価値の向上に努めてまいりました。また「成長投資と株主還元の両立」を目指し、2023 年 2 月期から 3 年間、毎期、配当と自己株式取得を加えた総還元性向を 100%とする方針を定めており、2023 年 2 月期は当該方針を達成できる見込みです。

2024 年 2 月期も引き続き「2025 中期経営計画」に基づき「成長投資と株主還元の両立」を推し進め、株主価値向上に取り組んでまいります。

また、当社の成長性について十分なご理解をいただけるよう、投資家向け説明会や決算説明資料等もより充実させるとともに、当社の成長戦略に関する取組み状況について積極的に開示を行ってまいります。

以 上

(別紙.「本株主提案の内容」)

※提案株主から通知されたものを議案毎に整理し、原文のまま掲載しております。なお、「提案内容」の「1. 監査等委員でない取締役1名選任の件」の「(注) 3.」は、提案株主から通知されたものを原文のまま掲載をしたものであり、当社として決定したものではありません。

提案の内容

以下の3から7までの議案(以下「本議案」という。)については、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決又は否決により、本議案として記載した当社定款の各章又は各条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/8125-WAKITA/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は(単体)と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

1. 監査等委員でない取締役1名選任の件

取締役1名(候補者:丸木強)を社外取締役として選任する。

[氏名(生年月日)]

丸木 強 まるき つよし(1959年7月23日生)

[略歴]

1982年4月 野村証券株式会社 入社

1999年8月 株式会社M&Aコンサルティング 取締役副社長

2006年5月 株式会社MACアセットマネジメント 代表取締役

2010年2月 株式会社TNPストラテジックキャピタル 代表取締役

2012年9月 株式会社ストラテジックキャピタル 代表取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社ストラテジックキャピタル 代表取締役

[所有する当社の株式数]

0株

[社外取締役候補者とした理由]

提案株主は、当社の大株主として、資本コストを踏まえた経営により当社の株主価値が向上することを切望しており、当社の株価が長期にわたってPBR1倍を下回った状態で放置されていることに対して問題意識を抱えています。そこで、候補者が、野村証券株式会社での業務を通じて得た資本市場に対する知見と、その後から現在までの投資運用業者の経営者及び運用担当者としての経験から、当社の株主価値の向上に貢献できることを確信し、新たに候補者といたしました。

(注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

2. 候補者が代表を務める株式会社ストラテジックキャピタルは、本年2月末日現在で当社株式を100株保有するとともに、同日現在当社株式を416万1000株保有するINTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UPとの間で投資一任契約を締結しています。なお、株式会社ストラテジックキャピタル及び同社が運営する上記ファンドは、当社の主要株主には該当しません。

3. 候補者の選任をご承認いただいた場合、同氏は東京証券取引所の定める独立役員として当社により届出がなされる予定です。

2. 剰余金を処分する件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

71円から、第63回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額又は当社定款34条に基づいて第63回定時株主総会の開催日までに2023年2月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額（以下「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

第63期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が71円と異なる場合は冒頭の71円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、当社の第63回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第63回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第63回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

3. 政策保有株式に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 政策保有株式

（政策保有株式の目的の検証と結果の開示）

第37条

- (1) 当社は、取締役会で、当社が保有する個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。
- (2) 当社は、当社が保有する政策保有株式の保有目的である「取引関係の維持・強化」が政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝える。
- (3) 当社は、(1)の取締役会での検証結果及び(2)の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

4. 取締役会の議長に係る定款変更の件

現行の定款の第22条を以下のとおり変更する。

現行定款

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

変更案

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

2. 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた社外取締役がこれに当たる。当該社外取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の社外取締役が議長となる。社外取締役全員に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、社外取締役以外の取締役が議長となる。

5. 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 役員報酬の開示

(代表権を有する取締役の個別報酬開示)

第38条 当社は、代表権を有する取締役に対して前事業年度に報酬として支給した金額(非金銭報酬を含む。)を、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

6. 資本コストの開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 資本コストの開示

(資本コストの開示)

第39条 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書の提出日から遡る1か月以内において当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

7. PBR1倍以上を目指す計画の策定及び開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第10章 経営計画

(経営計画)

第40条 当社は、当社の前事業年度中の東京証券取引所における最終取引日時点のPBR(当社の普通株式の株価を当社の1株当たり連結純資産(発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。)で除して算定した数値をいう。)が1倍未満である場合、PBRが1倍以上となるために合理的に必要と考えられる経営計画を策定し、当事業年度の第2四半期決算発表日までに東京証券取引所の運営する適時開示情報伝達システムを通じて公表する。

提案の理由

1. 監査等委員でない取締役1名選任の件

当社の株価は2010年以降、PBR1倍を下回って推移し、2023年3月20日現在の株価はPBR約0.6倍である。その大きな要因は、資本コスト未満のリターンしか得られない賃貸等不動産への投資と考えられる。

2022年2月期末現在、当社保有の賃貸等不動産の時価は585億円に上ることから、例えば、これを不動産投資信託(以下「リート」という。)へ適正な価格で譲渡し、当社又は当社子会社がリートの運用会社となれば資本効率性は大幅に改善する。しかし、当社の取締役会は、長期間にわたり抜本的な株主価値向上のための取り組みを怠り、低迷する株価を放置してきた。

そこで、リートの活用等の株主価値向上策を取締役に提案し、議論をさせる役割を期待し、候補者の選任を提案する。

2. 剰余金を処分する件

本件は、当期純利益全てを配当金とすることを企図した提案である。

当社の自己資本比率は2022年2月末現在で、約68%と非常に高い数値である。また、当社は現金類似資産を異常なほど高水準で保有している。

当社は、総還元性向100%を株主還元の方針としているが、当社の時価総額は2023年2月末時点で約600億円程度であることに加え、創業者一族と取引先である法人株主等で構成される安定株主の比率が50%を超えているものと推測され、市場からの自己株式取得はさらなる流動性の低下に繋がることが懸念される。そのため、総還元性向ではなく、配当性向100%を株主還元の方針として定めるべきである。

なお、当社が自己資本や現金類似資産を過剰に積み上げていることに鑑みると、自己株式の取得自体は望ましいものの、その方法としては、流動性の低下を可及的に防ぐために、当社株式を政策保有する株主から取得することが望ましい。

3. 政策保有株式に係る定款変更の件

コーポレートガバナンス・コード（以下「CGC」という。）の原則1-4は、個別の政策保有株式について、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に検証し、検証内容を開示することを求めている。

当社は2022年2月末現在、約31億円の政策保有株式を保有するが、CGC原則1-4をコンプライするとしつつも、具体的な精査・検証の開示は無い。

一方、当社が保有する政策保有株式のほぼ全ての発行会社はCGC補充原則1-4-1をコンプライしている上、提案株主は、それらの発行会社のうち複数社から、株式保有と取引の関係性を否定する回答を受領した。

そこで、上記のCGC原則1-4に定める具体的な精査・検証の開示に加え、保有目的が実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝え、発行会社からの回答も併せて開示すべきである。

4. 取締役会の議長に係る定款変更の件

CGCの原則4-3は、取締役会に対し、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督機能を果たすことを求めている。

この点、当社においては実質的に筆頭株主である創業家の脇田貞二氏が代表取締役社長及び取締役会議長を兼ねており、取締役会の監督機能には疑問を持たざるを得ない。

当社の株価はPBR1倍を大きく下回って推移しており、取締役会は、経営陣が株主価値の向上に資する業務執行を行っているか否かを監督する機能を強化すべきである。そのために、取締役会議長は、業務執行者ではなく社外取締役が務め、コーポレートガバナンスをさらに改善するべきである。

5. 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

当社の株価はPBR1倍を大きく下回っているが、当社の経営陣は株主価値の向上が期待できる抜本的な施策を実施できていない。提案株主は、代表取締役社長が当社の株価水準が低迷する中で過大な報酬を得ていることによって、株主価値の向上に向けたインセンティブが欠如し、その結果株価の低迷が引き起こされているとの懸念を抱いており、その懸念の払しょくを目的として個別報酬の開示を求めるものである。

当社は、任意の指名・報酬委員会が設置されているものの、最終的な取締役の個別報酬の決定は代表取締役社長に委任されており、代表取締役社長に対する個別報酬の監督機能が十分に働いていない可能性が考えられる。従って、当社は、代表取締役社長の報酬を個別に開示することで、代表取締役社長の報酬が適正なものであることを示すべきである。

6. 資本コストの開示に係る定款変更の件

CGCの原則5-2は、経営陣が自社の資本コストを的確に把握することを求めている。また、東京証券取引所は、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」にて、自社の資本コストや株価への意識改革及びリテラシー向上を経営陣に促し、改善に向けた取組を促進する方針を示している。

しかしながら、当社は、2020年6月1日付のコーポレートガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」という。）において、当社のROEが株主資本コストを下回っていることを自認しているにもかかわらず、この株主資本コストについては開示していない。さらに、2021年6月1日以降に開示したCG報告書においては、資本コストに関する記載そのものが削除されており、2022年5月30日付の最新のCG報告書においても同様である。

当社は株主資本コストと加重平均資本コスト正しく把握し、それを開示したうえで株主との対話や経営計画の策定を行うべきである。

7. PBR1倍以上を目指す計画の策定及び開示に係る定款変更の件

東京証券取引所は、上記「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」にて、継続的にPBRが1倍を割れている企業に対しては、自社の資本コストや資本収益性の改善に向け

た方針や具体的な取組、その進捗状況などを開示することを強く要請するなど特に踏み込んだ対応を行うと公表しており、これらの要請等の実施時期は2023年春とされている。

更に、年1回以上進捗状況に関する分析を行い、開示をアップデートすることも求められる予定であり、PBR1倍を割っている当社においてもこれらへの早急な対応が必要となる。

当社のPBRは、2010年以降一度も1倍を上回る事無く推移している。長期にわたる株価の低迷から抜け出すには、抜本的な経営改革や資本政策の変更が必要であることは明確であり、そのために、上記の東京証券取引所の要請に対応した具体的な計画を策定し公表していただきたい。

以 上